

# 熊本県公報

第 1 1 5 1 1 号  
平成 19 年 2 月 7 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成 19 年 2 月熊本県議会定例会の招集	(財 政 課) 1
<b>公 告</b>	
○開発行為工事完了	(建 築 課) 1
○建設業法第 29 条第 1 項に基づく監督処分	(監 理 課) 1
○ ”	( ” ) 2
○開発行為工事完了	(建 築 課) 2
○熊本県庁舎中水装置保守点検委託に係る一般競争入札	(管 財 課) 2
○熊本県庁舎中央監査装置等保守点検委託に係る一般競争入札	( ” ) 4
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 7
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部広報県民課) 7
○熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を開催	(医療政策総室) 9

## 告 示

### 熊本県告示第 100 号

平成 19 年 2 月 22 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。  
平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 公 告

### 熊本県公告第 114 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市水野字水島 1531 番 1、同 1532 番、同 1533 番、同 1534 番 1、同 1548 番 1、同 1550 番 2 及び同 1551 番 3  
4,923.05 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
荒尾市蔵満 1884 番 1  
藤枝敏行

### 熊本県公告第 115 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 19 年 1 月 29 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社吉田商事  
八代市鏡町下有佐 757 番地の 1  
代表取締役 吉田 康男  
熊本県知事許可（般-14）第 14132 号

- 3 処分の内容  
建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
株式会社吉田商事の代表取締役である吉田康男は、平成 18 年 6 月 13 日、熊本地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、懲役 1 年 6 月執行猶予 3 年の判決を受け、同月 28 日、その刑が確定している。  
このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。

**熊本県公告第 116 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 19 年 1 月 29 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
下田運送有限会社  
天草市天草町下田南 3001 番地の 1  
代表取締役 赤星 正悟  
熊本県知事許可（般-14）第 15314 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
下田運送有限会社の代表取締役である赤星正悟は、平成 18 年 6 月 14 日、熊本地方裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、懲役 2 年 6 月執行猶予 4 年の判決を受け、同月 29 日、その刑が確定している。  
このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号に該当する。

**熊本県公告第 117 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（第 1 工区）  
鹿本郡植木町大字舞尾字花立 545 番 2 の一部及び同 545 番 10 の一部  
85.99 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市御領三丁目 2 番 8 号  
柚井克治

**熊本県公告第 118 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県庁舎中水装置保守点検委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
  - (4) 履行場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、熊本県庁舎中水装置保守点検委託に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
    - オ 入札の回数は、2 回までとする。

- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「業務委託（10）機器保守⑤その他機器保守」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 過去 3 箇年の間に、次のいずれかの業務委託を国又は地方公共団体から受託した実績を 2 以上有すること。
    - ア 中水設備・排水再利用処理設備（トイレ洗浄水を含む。）で、汚水（尿尿、厨房排水等）とし、雨水のみの処理設備を除く。）の処理能力が一日当たり 40 立法メートル以上の保守点検業務の受託実績。
    - イ 合流式又は高度処理施設を有する下水処理場の維持管理の実績。
  - (6) 平成 19 年 1 月 1 日現在、熊本県内に本社、支社、支店、営業所等を有する者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 2 月 21 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 2 月 21 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
  - (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課施設係（熊本県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2089
- 6 入札手続等
  - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
    - ア 期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
    - イ 場所  
5 に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成 19 年 3 月 14 日（水）午後 1 時 30 分
    - イ 場所

- 熊本県庁行政棟本館 13 階管財課分室
- (4) 入札書の提出方法  
6 の (3) のイに記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 13 日 (火) 午後 3 時までには必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額 (現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。) を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格の有無  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ウ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額 (現金又は契約担当者が確実に認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。) を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 119 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 7 日

## 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県庁舎中央監視装置等保守点検委託
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号
  - (5) 入札方法
    - ア 入札金額は、熊本県庁舎中央監視装置等保守点検委託業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
    - オ 入札の回数は、2回までとする。
- 2 入札参加資格  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目「業務委託（4）建物設備管理⑥空調設備保守」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 6の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 過去3箇年の間に延床面積35,000平方メートル以上の国、地方公共団体の建物の中央監視装置等保守点検業務の受託実績がある者
  - (6) 平成19年1月1日現在、熊本県内に本社又は支店（営業所等を含む。）を有する者
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年2月7日（水）から平成19年2月21日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
  - (1) 提出期間  
平成19年2月7日（水）から平成19年2月21日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知

- 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課施設係（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2089
  - 6 入札手続等
    - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
    - (2) 入札説明書及び仕様書交付の期間及び場所
      - ア 期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 3 月 9 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
      - イ 場所  
5 に記載のとおり
    - (3) 入札及び開札の日時及び場所
      - ア 日時  
平成 19 年 3 月 14 日（水）午前 10 時 30 分
      - イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 13 階管財課分室
    - (4) 入札書の提出方法  
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 13 日（火）午後 3 時までには必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
  - 7 その他
    - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
    - (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額（現金又は契約担当者が确实と認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
      - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
      - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
    - (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
      - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
      - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
      - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
      - エ 記名押印を欠く入札
      - オ 金額を訂正した入札
      - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
      - キ 明らかに連合によると認められる入札
      - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
      - ケ 2 以上の意思表示をした入札
      - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
      - サ その他入札に関する条件に違反した入札
    - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
    - (5) 最低制限価格の有無  
無
    - (6) 契約の締結
      - ア 契約書作成の要否  
要
      - イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
      - ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。

- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額（現金又は契約担当者が確実と認めた金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手に限る。）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 120 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	田ノ平	平成 10 年 11 月 27 日	平成 13 年 3 月 30 日	宇城市
農業用道路	清水	平成 13 年 2 月 15 日	平成 17 年 3 月 31 日	宇城市
農業用道路	本村	平成 14 年 7 月 17 日	平成 17 年 3 月 31 日	宇城市

### 登載依頼

### 熊広県公告第 25 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県警察本部長 横 内 泉

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
 熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務
- (2) 委託業務の内容  
 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
 契約締結の日から平成 19 年 3 月 30 日まで
- (4) 入札方法  
 ア 入札金額は、熊本県警察広報誌「熊本のまもり」作成委託業務に要する費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目広報広告業務に登録された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止

- 等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）により必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 2 月 13 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部広報県民課広報室（警察本部庁舎 1 階）  
電話 096-383-0110（内線 2172 / 2174）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 2 月 7 日（水）から平成 19 年 2 月 15 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 2 月 19 日（月）午前 10 時から  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県警察本部 2 階 201 会議室
- (4) 入札書の提出方法  
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 2 月 16 日（金）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行

- 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

**熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号**

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

平成 19 年 2 月 7 日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会  
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時  
平成 19 年 2 月 15 日（木） 午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧 1204  
熊本県阿蘇保健所 2 階 会議室
- 3 議題
  - (1) 救急医療体制、救急医療の現状と課題等について
  - (2) 第 5 次地域保健医療計画について
  - (3) 平成 19 年度病院群輪番制病院運営事業について
  - (4) 健康危機管理について
  - (5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
阿蘇市内牧 1204  
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局（熊本県阿蘇保健所総務企画課）  
(電話 0967-32-0535)

